

白馬村生活排水処理基本計画

白 馬 村

令和7年12月 策定

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

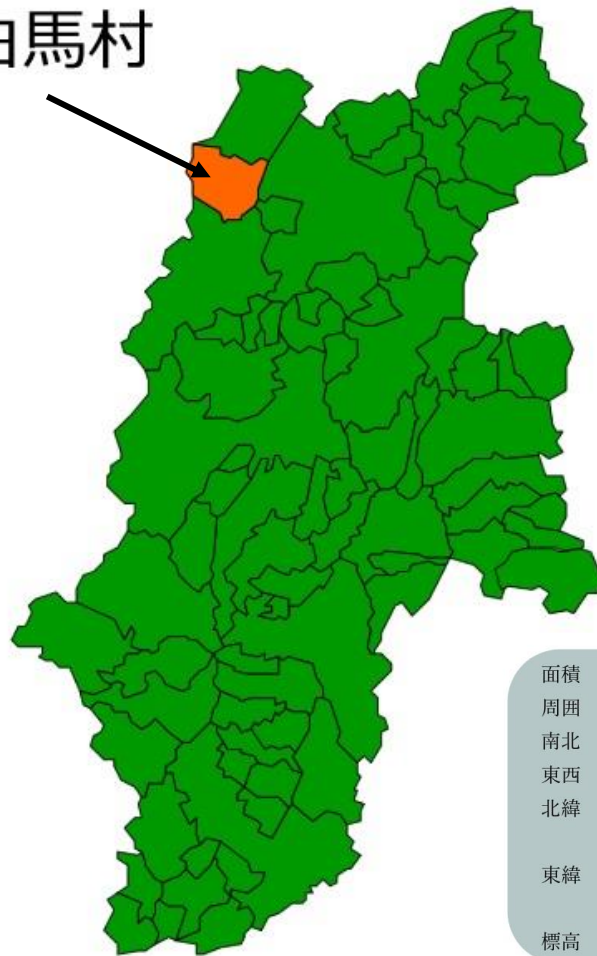
(1) 対象地域

構成市町村：白馬村

面積：189.36km²

人口：8,536人（令和7年11月30日現在）

白馬村



面積 189.36km²
周囲 65.5km
南北 16.8km
東西 15.7km
北緯 36度36分50秒～
36度46分3秒
東経 137度45分6秒～
137度56分29秒
標高 617m～2932m

(2) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とします。目標の達成状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

白馬村は長野県の北西部に位置し、面積189.36キロ平方メートル、周囲65.5キロメートル、南北16.8キロメートル、東西15.7キロメートルを擁しています。南は佐野坂峠で大町市と、西は後立山連峰を構成する白馬連峰により富山県と、

北は小谷村と、東は長野市・小川村と、それぞれ隣接しています。

村の南部から北部へ曲折しながら流れる姫川は、白馬村の南端佐野坂に源を発し、東西山地より流れる支流、谷地川・平川・松川・楠川などと合流し、遠く日本海へ及んでいます。

生活排水の目標については、一級河川の姫川水系が水道水源の流域であり、特に本村はその最上部に位置するため源流水をそのまま下流域に引き継げることを最重点方針として河川浄化及び浄化の推進を図るものとします。

2. 生活排水の現状

本村の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業で構成されており、平成 5 年に公共下水道が供用開始して以来、農業集落排水を含めて 3 処理区（公共下水道白馬処理区、農業集落排水東部処理区、農業集落排水野平処理区）が供用開始となりました。平成 26 年度に農業集落排水 1 処理区（東部農集）を公共下水道へ統合し、現在は 2 処理区（白馬公共、野平農集）で事業が行われています。

下水道整備計画区域外の未普及地域は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を活用して、個人設置合併処理浄化槽での整備を図り、早期の未普及解消に取り組んでいます。

公共下水道事業		
基本項目	建設事業開始年月日	平成 2 年 9 月 7 日
	供用開始年月日	平成 5 年 8 月 2 日
	法適用化年月日	平成 31 年 4 月 1 日
	排除方式	分流式
面積	行政区域	18,937(ha)
	全体計画区域	738.0(ha)
人口	行政区域内人口	8,739(人)
	全体計画人口	8,300(人)
	処理区域内人口(R5 末)	6,730(人)
	水洗化人口(R5 末)	5,663(人)
	水洗化率(R5 末)	84.1(%)

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和 5 年度末時点）

農業集落排水事業		
基本項目	建設事業開始年月日	平成 2 年 8 月 10 日
	供用開始年月日	平成 6 年 7 月 29 日
	法適用化年月日	令和 6 年 4 月 1 日
	排除方式	分流式
面積	行政区域	18,937(ha)
	全体計画区域	4(ha)
人口	行政区域内人口	8,739(人)
	全体計画人口	100(人)
	処理区域内人口(R5 末)	50(人)
	水洗化人口(R5 末)	45(人)
	水洗化率(R5 末)	90.0(%)

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和 5 年度末時点）

汚泥処理実績

(単位：kl)

年度	下水道処理施設（白馬村浄化センター）	農集排
令和 3 年度	1,058,910	4,962
令和 4 年度	1,091,098	4,963
令和 5 年度	1,125,909	4,231
令和 6 年度	1,152,597	4,151

3. 生活排水処理の目標

生活排水による水質汚濁を防止する為、公共下水道や合併処理浄化槽の整備と普及を進め、未処理排水の削減と生活排水処理率の向上のため、以下を目標に整備を進めていきます。

現状と目標

		令和3年度実績	令和6年度実績	令和12年度目標
処理形態別人口	公 共 下 水 道	6,495 人 (76.8%)	6,870 人 (77.1%)	6,150 人 (74.2%)
	農業集落排水施設	46 人 (0.6%)	48 人 (0.5%)	40 人 (0.5%)
	合 併 処 理 浄 化 槽	1,761 人 (20.8%)	1,857 人 (20.8%)	2,000 人 (24.1%)
	未 処 理 人 口	150 人 (1.8%)	133 人 (1.6%)	100 人 (1.2%)
	合 計	8,452 人	8,908 人	8,290 人

4. 生活排水対策

家庭や事業者から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動を実施します。

- ① 広報及び現地指導の実施
- ② 浄化槽設置補助金を活用した浄化槽の普及促進

5. 生活排水処理の現状と今後

近年の白馬村はインバウンドによる観光業の活況により、営業用建物や別荘の新築が相次いでいて、それに伴い生活排水処理は新規の下水道接続や浄化槽設置が増加しています。また、観光客の入込（夏季・冬季に増加）により排水水量は時期的に変動があります。

今後の見通しは、少子化や高齢化で人口減少が見込まれますが、外国人等の転入増加などで今後の先行きは不透明な状況です。

下水道処理施設（白馬村浄化センター）の受け入れ処理量には余裕があるため、積極的に下水道接続を推進します。下水道区域外においては浄化槽設置補助金を活用して浄化槽設置を推進し水質汚濁の防止に努めます。

6. 合併処理浄化槽の整備

合併浄化槽への移行計画

事業	整備済基数 (令和7年度末予定数)	今回整備計画		事業期間
		基数	人口	
浄化槽設置整備事業	1,400 基	150 基	200 人	R8～R12

7. 計画のフォローアップと事後評価

①計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果に応じて、県、国等と意見を交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

②今後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、計画の事後評価、目標の達成状況の評価を行います。

また、計画の進捗状況や社会、経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。